

政令第二百九十二号

構造改革特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十一条の二第一項及び第四十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を第七条とし、第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、同条の前に次の一条を加える。

（私立学校法の特例に係る公私協力学校に関する学校教育法施行令の読替え）

第四条 法第二十条第一項に規定する公私協力学校に係る同条第三項に規定する協力地方公共団体の長が都道府県知事でない場合における学校教育法施行令第二十七条の二第一項の規定の適用については、同項中「私立の学校」とあるのは「公私協力学校（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十条第一項に規定する公私協力学校をいう。以下この項において同じ。）」と、「学校（大学及び高等専門学校を除く。）」とあるのは「公私協力学校」と、「都道府県知事に」とあるのは「協力地方公共団体（同条第三項に規定する協力地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の長を経由して、都道

府県知事に」と、「ならない」とあるのは「ならない」。この場合において、協力地方公共団体の長は、当該届出に係る事項に関し意見を付すことができるものとし、都道府県知事は、その意見に配慮しなければならぬ」とする。

第二条を第三条とし、第一条の前の見出しを削り、同条中「構造改革特別区域法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前の見出しとして「（学校教育法の特例に係る学校教育法施行令等の読替え）」を付し、同条の前に次の一条を加える。

（監獄法等の特例に係る公的医療機関開設者等）

第一条 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第十一条の二第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の二第一項第二号から第八号までに掲げる者及び同条第六項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人及び私立学校法（昭和

二十四年法律第二百七十号) 第三条に規定する学校法人

三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号) 第二十二条に規定する社会福祉法人

四 民法(明治二十九年法律第八十九号) 第三十四条の規定により設立された法人

別表中「(第五条関係)」を「(第七条関係)」に改め、同表第一号中「第三条」を「第五条」に改める。

附 則

この政令は、平成十七年十月一日から施行する。